

議案第32号

長野市青少年保護育成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市青少年保護育成条例の一部を改正する条例

長野市青少年保護育成条例（平成14年長野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「（婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この条例による改正後の長野市青少年保護育成条例第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

長野市青少年保護育成条例の一部を改正する条例（案）要綱

教育委員会事務局家庭・地域学びの課

事 項	説 明					
1 改正の理由	民法の一部改正により、婚姻による成年擬制に関する規定が削除されることに伴い、改正するもの					
2 改正の内容	<p data-bbox="483 611 1375 712">この条例における青少年の意義を次のとおり改める（第3条関係）。</p> <table border="1" data-bbox="507 712 1367 931"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 712 938 757">改正前</th> <th data-bbox="938 712 1367 757">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 757 938 931">小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。）をいう。</td> <td data-bbox="938 757 1367 931">小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。）をいう。	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。
改正前	改正後					
小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。）をいう。	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。					
3 施行期日等	令和4年4月1日から施行する。					
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 (2) 庁 議 の 決 定	2月 3日 2月 9日				

長野市青少年保護育成条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市青少年保護育成条例 (定義) 平成14年9月27日長野市条例第37号 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。 (2)・(3) 略</p>	<p>○長野市青少年保護育成条例 (定義) 平成14年9月27日長野市条例第37号 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。)をいう。 (2)・(3) 略</p>